⒀　焼夷弾
⒁　火炎びん
⒂　ロケット推進装置のノズル及び再突入機の先端部
⒃　発破器
⒄　⑴から⒂までに掲げるもののためのシミュレーター

4　3（⒃を除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属品又はこれらのために特に設計した部分品（1に該当するものを除く。）
⑴　軍用に設計した装置（可動式ガス液化装置であって1日当たり1,000キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）
⑵　簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置
⑶　⑵に掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置

5　対ミサイル航空機保護システム（民間航空機に搭載され、かつ、次の⑴から⑹までの全てに該当するものを除く。）又はそのために特に設計した部分品
⑴　次のいずれかのミサイル警戒センサーを有するもの
ア　受動式センサーであって、最大感度が100ナノメートルから400ナノメートルまでの間のもの
イ　能動パルスドップラーセンサー
⑵　カウンターメジャーディスペンサーを有するもの
⑶　地対空ミサイルの欺瞞のために可視光線及び赤外線による痕跡を放出するフレアを有するもの
⑷　当該システムが設置された特定の民間航空機においてのみ機能するもの（民間の型式証明又は国際民間航空機関によって認められた同等の文書が発出されている場合に限る。）
⑸　ソフトウェアへの不正アクセスを防止する機能を有するもの
⑹　当該民間航空機から取り外したときに機能を停止する仕組みを有するもの

6　軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した附属品若しくは部分品
⑴　照準具（1⑵エ及び1⑷ウに該当するものを除く。）
⑵　爆撃用コンピュータ
⑶　銃架（1⑵イ及び1⑷エに該当するものを除く。）
⑷　銃砲制御装置
⑸　標的の捕捉、特定、測距、監視又は追跡を行うための装置
⑹　探知、データ融合、認識又は識別を行うための装置
⑺　センサー統合装置
⑻　⑴から⑺までに掲げるものの機能を妨げるための装置（探知のためのものを含む。）
⑼　⑴から⑻までに掲げるもののために特に設計した試験調整装置

7　軍用車両又はその部分品であって、次の⑴又は⑵に該当するもの（⑶に該当するものを除く。）
⑴　陸上車両（トレーラーを含む。）であって、軍用に設計若しくは改造（軍用に設計した1以上の部分品の構造的、電気的又は機械的な変更を含むものとし、当該部分品には、アに掲げるものを含む。）したもの（イに掲げるものを含む。）又はその部分品
ア　次のいずれかに該当するもの
㋐　防弾性能を有し、又は空気が抜けたときも走行することができるよう特に設計したタイヤのケーシング
㋑　車両中枢部を保護するための装甲
㋒　兵器取付け用の特殊補強材又は銃架（1⑵イ、1⑷エ及び6⑶に該当するものを除く。）
㋓　ブラックアウトライト
イ　次のいずれかに該当するもの
㋐　砲架又は地雷の敷設若しくは3に掲げるものの発射のための装置を有する戦車その他の軍用武装車両又は軍用車両
㋑　装甲車両
㋒　水陸両用車両又は渡河用車両
㋓　回収車
㋔　けん引車
㋕　弾薬若しくは兵器システム又はこれらのものの積卸し用の装置を輸送するための車両
⑵　オフロード走行が可能な全輪駆動車であって、アメリカ合衆国司法省国立司法研究所耐弾防護素材基準のレベル3又はこれと同等以上の強度の耐弾機能を有する物質により製造され又は覆われたもの
⑶　装甲又は耐弾性能を有する民間の車両又はトラックであって、現金又は貴重品を輸送するために設計又は改造したもの

8　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質又は軍用の放射性製剤であって、次の⑴又は⑵に該当するもの（⑶に該当するものを除く。）
⑴　放射性製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの
⑵　催涙剤若しくはくしゃみ剤、活性化された化学成分又はこれらの化合物（次に掲げるものを含み、食品の製造又は医療の用に供するものとして包装されたものを除く。）
ア　ブロモベンジルシアニド
イ　クロロベンザルマロノニトリル
ウ　クロロアセトフェノン
エ　ジベンズ－（b・f）－1・4－オキサゼピン
オ　ジフェニルアミンクロロアルシン（アダムサイト）
カ　N－ノナノイルモルホリン
⑶　別表第2の1⑴サに掲げるもの

9　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質、軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは軍用の放射性製剤の散布、探知若しくは識別のため若しくはこれらのものからの防護のために設計した装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限り、別表第3に掲げるものを除く。）
⑴　次のいずれかに該当するものの散布のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
ア　別表第2の1⑴アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは⑶ウ、別表第3の1⑴又はこの表の8（⑶に該当するものを除く。）に掲げるもの
イ　別表第2の1⑷アからオまでに掲げる前駆物質から生成した軍用の化学製剤
⑵　別表第2の1⑴アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは⑶ウ、別表第3の1⑴若しくはこの表の8（⑶に該当するものを除く。）に掲げるものの探知若しくは識別のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品（個人用照射線量計を除く。）
⑶　別表第2の1⑴アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは⑶ウ、別表第3の1⑴若しくはこの表の8（⑶に該当するものを除く。）に掲げるものからの防護のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品（放射性製剤、生物製剤又は化学製剤のろ過のために特に設計した換気装置及び防護服を含む。）

10　化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の浄化のために軍用に設計した装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　別表第2の1⑴アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは⑶ウ、別表第3の1⑴若しくはこの表の8⑴（⑶に該当するものを除く。）に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
⑵　化学物質の混合物であって、別表第2の1アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは⑶ウ、別表第3の1⑴又はこの表の8⑴（⑶に該当するものを除く。）に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために特に生成したもの